

## 第7次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務委託企画提案募集要項

### 1 趣旨

本業務は、本市における障害者の生活に関する全体像を把握するため、障害者及びその保護者等を対象にしたアンケート調査を実施し、障害者を取り巻く課題やニーズ等を分析し、令和8年度に第7次千葉市障害者計画、第6期千葉市障害福祉計画及び第3期千葉市障害児福祉計画（以下「千葉市障害者計画等」という）を策定するための基礎データを得ることを目的として実施するものである。

本業務の実施及び分析にあたっては、障害者福祉分野のみならず、障害者に係る関連施策についての専門的な知識、広い知見とともに、効率性及び正確性が求められることから、委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務内容

第7次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務  
（委託業務内容の詳細は、別添の仕様書のとおり）

#### (2) 委託内容

仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日～令和8年3月24日（火）

#### (4) 履行場所

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課及び市の定める関係施設等

#### (5) 委託金額

8,500,000円（消費税及び地方税相当額を含む。）を上限とする。

#### (6) 支払条件

業務完了検査後、一括払い

### 3 参加資格

プロポーザル（企画提案）に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度から令和6年度までに政令市、特別区、中核市、施行時特例市、国又は都道府県において同種業務委託の履行実績を有すること。
- (2) 千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されかつ、希望業種情報について第1希望「調査・計画」として登録されている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者
  - イ 当該業務の応募日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
  - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
  - ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、当該業務の参加申込期限日から審査による事業者決定日までの間に受けている者
- （４）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第９条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者。

## ４ 参加手続き

### （１）スケジュール（予定）

|   |                                                     |                   |
|---|-----------------------------------------------------|-------------------|
| ア | 募集要項の公表                                             | 令和７年７月２３日（水）      |
| イ | 質問受付期限                                              | ７月２８日（月）          |
| ウ | 質問回答ホームページ掲載                                        | ７月３０日（水）までの間に随時掲載 |
| エ | 参加申込期限                                              | ８月 ４日（月）          |
| オ | 参加資格確認結果通知                                          | ８月 ８日（金）          |
| カ | 企画提案書の提出期限                                          | ８月１９日（火）          |
| キ | 事前審査の結果通知（事前審査をする場合）<br>プレゼンテーション日時の通知（事前審査を実施する場合） | ８月２６日（火）          |
| ク | プレゼンテーション審査会候補日                                     | ９月１日（月）           |
| ケ | 優先交渉者（契約候補者）の決定<br>プレゼンテーション審査の結果通知                 | ９月上旬              |
| コ | 契約締結・事業開始                                           | ９月上旬から中旬          |

## (2) 内容に関する質問

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本企画提案実施要項、仕様書の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

### ア 受付期間

令和7年7月23日（水）から令和7年7月28日（月）17時まで

### イ 質問方法

質問書（様式第4号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受付けない。電子メールの件名は、「第7次千葉県障害者計画等策定に係る実態調査業務委託企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受理するものとする。

## (3) 参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する場合は以下の書類を提出すること。

### ア 提出書類

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ① | 企画提案参加申込書（様式第1号）                      |
| ② | 提案者に関する調書（様式第2号）                      |
| ③ | 誓約書兼同意書（様式第3号）                        |
| ④ | 同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの） |

### イ 提出期限

令和7年8月4日（月）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

### ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所高層棟9階障害者自立支援課

### エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和7年8月8日（金）に参加の可否について通知する。

## (4) 企画提案書の提出について

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

### ア 提出書類

(ア) 提案書表紙（様式第 5 号）

(イ) 企画提案書

イ 企画提案書の内容

仕様書を熟読のうえ、下記の①から⑦までに記載する全ての項目を盛り込むこと。

①委託業務の目的及びその考え方

②実態調査に関する提案内容及び実施方法

加えて課題として資料 2「第 7 次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査 調査票（I 在宅の方）」の問 25 において、仕様書に示した内容を理解の上、調査分析の提案を行うこと。

③業務実施体制（体制に関わる者の経歴及び専任又は兼任の別について記載すること）

④業務実施計画

⑤業務実績

⑥見積書

⑦見積額内訳

ウ 提出期限

令和 7 年 8 月 19 日（火） 17 時まで（土、日及び休日を除く 9 時から 17 時まで）

エ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市役所高層棟 9 階障害者自立支援課

オ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※副本は企画提案書の内容から社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

## 5 事業者選定について

(1) 審査方法

審査は、「資格要件の確認」、「事前審査」及び「プレゼンテーション審査」の 3 段階を経て行う。

ただし、「事前審査」は、「資格要件の確認」の結果、資格要件を満たすものが 5 者を超える場合に実施する。資格要件を満たすものが 5 者を超えない場合は、「事前審査」を実施しない。

(2) 資格要件の確認方法

本募集要項「4 参加手続き（3）参加申込書の提出 ア 提出書類」により提出があった企画提案参加申込書等について、本募集要項「3 参加資格」の参加資格要件すべてを満たしているか確認する。

#### （3）資格要件の確認結果の通知

企画提案参加申込書を提出した者には、令和7年8月8日（金）までに、企画提案参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付する。書面は追って郵送する。

また、事前審査の有無（「資格要件を満たしたものが6者以上のため事前審査を行う」か、「5者以下のため事前審査を行わない」か）もあわせて通知する。

なお、資格要件の確認結果に関する異議申立ては一切応じない。

#### （4）事前審査の審査方法

事前審査は、「資格要件の確認」の結果、資格要件を満たすものが5者を超える場合に実施する。（資格要件を満たすものが5者を超えない場合は、事前審査を行うことなく、プレゼンテーション審査の対象とする。）

事前審査は、事務局が「（9）事前審査及びプレゼンテーション審査の審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、事務局による採点の合計点数の上位5者をプレゼンテーション審査の候補者とし、「（7）プレゼンテーション審査の開催の概要」で示すプロポーザル選考委員会の全委員による確認を経て、認められた者を「プレゼンテーション審査」の対象者とする。

なお、合計点数が同点の提案者が複数いる場合は、その中で「業務遂行体制及び能力」の点数が高い者を上位者とする。

#### （5）事前審査の結果通知

企画提案書を提出した者には、令和7年8月26日（火）までに、事前審査の結果を電子メールにて送付する。書面は追って郵送する。

なお、事前審査の審査結果に関する異議申立て及び質問には一切応じない。

#### （6）プレゼンテーション審査の開催の概要

プレゼンテーション審査に参加することが認められた者の企画提案について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査は、「千葉県障害者計画等策定に係る実態調査業務委託プロポーザル選考委員会設置要領」に基づき設置している「障害者計画等策定に係る実態調査業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「委員会」とい

う。)」の委員が審査し、選考を行う。

ア 日時 令和7年9月1日(月)

詳細な時間は、後日通知する。

イ 会場 千葉市役所本庁舎の会議室(住所:千葉県千葉市中央区千葉港1番1号) 詳細な場所は、後日通知する。

ウ 出席人数 各者2人まで

エ 説明時間 各者30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)を予定

オ 説明に当たっての留意事項

(ア) プレゼンテーションに必要な機器類の準備は各自で行うこと。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市にて用意する。また、接続等のトラブルがあった場合、市では責任を負わない。

(イ) 説明は、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合、表示する資料は企画提案書と同一のものとすること。

(ウ) プレゼンテーション審査は、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定により、非公開で行う。

(7) プレゼンテーション審査の審査方法

ア 千葉市で設置する選定委員会で、企画提案書について書面審査を行い、(9)に掲げる審査基準に基づき、審査を実施し、委員による採点の合計点数が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

イ 評価点を算定し、その合計点数が最も高い事業者を第一位の事業実施予定者として選定する。なお、事前審査を実施した場合は、事前審査で審査した項目の配点を1/2とし、事前審査の合計点を加算した総合計点数を評価点とする。

ウ 第一位の事業実施予定者が辞退又は失格となった場合は、次順位の応募者を事業実施予定者として選定することとし、以降も同様とする。

エ 最得多点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を事業実施予定者として決定する。

オ 合計点数が満点の60%を下回った応募者は、委員で協議の上選定の対象としないことができる。

カ 応募者が1社の場合であっても評価を実施する。

(8) 事前審査及びプレゼンテーション審査の審査項目及び審査基準

選考に係る評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。

・事前審査

| No. | 審査項目       | 審査の着眼点                                     | 配 点 |
|-----|------------|--------------------------------------------|-----|
| 1   | 業務遂行体制及び能力 | 提案内容を確実に実現するための体制と能力を備えているか。               | 10  |
| 2   | 業務実績       | 自治体等での類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか。 | 10  |
| 合 計 |            |                                            | 20  |

・プレゼンテーション審査

| No. | 審査項目       | 審査の着眼点                                                | 配 点※     |
|-----|------------|-------------------------------------------------------|----------|
| 1   | 委託業務の目的の理解 | 現在の障害者施策を巡る社会情勢と本市が置かれている状況等を踏まえ、業務の目的を理解した内容となっているか。 | 10       |
| 2   | 実態調査の内容    | 調査手法は、事業者の技術力及び独自性を生かした提案となっているか。                     | 10       |
|     |            | 調査結果の集計・分析は、事業者の技術力及び独自性を生かした提案となっているか。               | 30       |
| 3   | 業務遂行体制及び能力 | 提案内容を確実に実現するための体制と能力を備えているか。                          | 20 (10)  |
| 4   | 業務実績       | 自治体等での類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか。            | 20 (10)  |
| 5   | その他提案事項    | 事業者の技術力を活かし、独創性がある効果的な提案になっているか。                      | 10       |
| 合 計 |            |                                                       | 100 (80) |

※事前審査を行った場合は、() 内の配点に基づき審査し、事前審査の点数との合計点により順位を決定する。

(9) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 委託料が本募集要項 2 (5) に記載する委託金額を超過した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

オ 審査の公平を害する行為等があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(10) 選考結果の通知

ア 通知日

令和7年9月上旬

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する問い合わせには一切応じない。

## 6 契約について

(1) 契約の締結

ア 審査により選定された最優秀企画提案者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

ウ 契約保証金は、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、業務委託完了後一括払いとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

(1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 企画案は、1社1案のみ提出すること。

(3) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。

(4) 応募書類や選考結果は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示



の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

- (5) 作成業務においては、企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりになるものでなく、市と協議の上で修正指示を行う場合がある。

## 8 問合せ先

千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎9階）

電話：043(245)5175

Eメール：shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：企画班 垂見、高橋